

静かな夜と平和な空を返せ

横田・基地被害をなくす会 NEWS/No.55

横田基地公害訴訟原告団 NEWS/No.1

連絡先：〒196-0003 東京都昭島市松原町 4-10-24-100

E-mail：なくす会⇒ yokota_nakusukai@yahoo.co.jp 原告団⇒ yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト <http://yokota-nakusukai.sakura.ne.jp/>

発行：横田・基地被害をなくす会／横田基地公害訴訟原告団

※ NEWS は「横田・基地被害をなくす会」と「横田基地公害訴訟原告団」の合同発行です。

発行日：2022年12月7日

発行者：大沢豊／福本道夫

合同発行

この NEWS は、横田・基地被害をなくす会と横田基地公害訴訟原告団の合同発行です。

横田・基地被害をなくす会（以下「なくす会」と表記）は、「基地被害をなくすことを目標にした施策の立案、実施を通して、被害の軽減・解消を推進し、もって、民生の安定・住民福祉の向上と恒久平和の実現に期することを目的とする」組織で、横田基地公害訴訟原告団は、その目的実現のために起こす裁判を担う組織です。但し、なくす会の会員と横田基地公害訴訟原告は、別々の組織加入者です（両団体に加入している方もいます）。

そのため、会費や行動などは必ずしも一致するものではありませんが、目的が同じため、NEWS を「合同発行」としています。

なくす会と原告団の関係は、なくす会が中心になって上述の目的を達成するための一手段として裁判を目指し、原告団が結成され提訴したのちは、なくす会が原告団の支援組織として活動することになります。

11月10日、地裁に提訴



10月23日に原告団結成総会が開かれ、活動方針や予算、役員が承認され（議案書を参照）、横田基地公害訴訟原告団が発足しました。

また、その後、結成総会で確認された日本政府に対する請求事項を訴状の形にして、11月10日（木）に東京地方裁判所立川支部に提訴しました。

原告数は、瑞穂町、福生市、武蔵村山市、あきる野市、立川市、昭島市、八王子市、日野市の住民、115世帯244名でした。

今後、横田基地の被害に影響を受けている方々の掘り起こしを行い、追加提訴も目指します。

← 11月10日、隊列を組んで、地裁提訴に向かう原告団・弁護団と支援の皆さん

地裁に提出した訴状は…

注) 原告の皆さんには、「訴状」を印刷した冊子を1世帯に1冊お渡しします。(NEWSと同封)

「訴状」とは、民事訴訟で、訴えを提起するときに、当事者・法定代理人、請求の趣旨および原因などを記載し、第一審の裁判所(今回は地方裁判所)に提出する書面のことです。

横田基地公害訴訟弁護団が、横田基地による被害からの救済を求めるために訴訟を起こすことを依頼した原告の中心となる人々から聞き取って、また、過去の横田基地訴訟の経験をもとに、原告となる私たちが被告(日本政府)に対し何をしてほしいのか(請求)を、裁判所に提出するためにまとめたものです。

【請求の趣旨】…訴えの結論として何を求めるのかを簡潔に表した部分です。言いかえれば、勝訴判決の際の主文に書かれる内容です。

- 1 被告は、自ら又はアメリカ合衆国軍隊をして、別紙原告目録①記載の原告らのために、
 - (1) 横田飛行場において、毎日午後7時から翌日午前8時までの間、一切の航空機を離着陸させてはならず、かつ、一切の航空機のエンジンを作動させてはならない。
 - (2) 横田飛行場の使用により、別紙原告目録①記載の原告らの居住地内にLden45dBを超える一切の航空機騒音を到達させてはならない。
- 2 被告は、アメリカ合衆国軍隊をして、別紙原告目録①記載の原告らの居住地の上空において、航空機による旋回、低空飛行、急上昇、急降下、人員降下及び物資投下の訓練をさせてはならない。
- 3 被告は、アメリカ合衆国軍隊をして、別紙原告目録①記載の原告らのために、横田飛行場において、CV-22 オスプレイによるホバリング、低空飛行、離発着の訓練をさせてはならない。
- 4 被告は、アメリカ合衆国軍隊をして、別紙原告目録①記載の原告らの居住地の上空において、
 - (1) 離着陸又は計器侵入の場合を除き、ジェット機については平均海面上2000フィート(609.6メートル)、ジェット機を除く航空機については平均海面上1500フィート(457.2メートル)より低い高度で飛行させてはならない。
 - (2) 離着陸の場合を除き、当該航空機を中心として水平距離600メートルの範囲内の最も高い障害物の上端から300メートルより低い高度で航空機を飛行させてはならない。
 - (3) CV-22 オスプレイを垂直離着陸モード及び

転換モードで飛行させてはならない。

- 5 被告は、別紙原告目録② No.1 ~ No.143 記載の原告ら各自に対し、85万4066円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 6 被告は、別紙原告目録② No.144 ~ No.244 記載の原告ら各自に対し、82万8000円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 7 被告は、別紙原告目録②記載の原告ら各自に対し、令和4年11月10日から請求の趣旨第1項記載の各行為がなくなるまでの間、毎月末日限り1か月あたり2万3000円及びこれに対する各支払期日の翌日から各支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 8 被告は、別紙原告目録②記載の原告ら各自に対し、10万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 9 訴訟費用は被告の負担とする。
- 10 仮執行宣言

【請求の趣旨についての解説】

- 1 請求の趣旨1(1)は、米軍機と自衛隊機の夜間(19時~翌8時)の飛行・エンジンの作動の差止めを求めています。
 - (1) よくある「9~18時(労働時間8時間/休憩時間1時間)」という勤務時間帯をイメージすると分かりやすいですが、19時~翌8時の時間帯は、多くのご家庭で出社前・帰宅後の食事・家族団らん・休息・就寝に充てられている時間だと思います。
 - (2) せめてそういった静謐・静謐が強く求められる時間帯には、何らの条件なく飛行・エンジンの作動を止めてもらいたいというのがこの請求です。
- 2 請求の趣旨1(2)は、横田基地の使用により1日(0~24時)の値がLden45dBを超えるような航空機騒音を原告居住地に到達させないよう求めています。
 - (1) Ldenとは、1日を昼間(day)、夕方(evening)、夜間(night)に3区分し、うるさいと感じる

夕方と夜間の騒音には重み付けをして、1日の騒音を評価する指標です。

(2) この指標は国際的に主流になっていて、WHO（世界保健機構）が2018年10月に発表した環境騒音ガイドラインでは、航空機騒音に関し健康への悪影響が生じるとして、Lden45dBを下回るよう強く求めています。

(3) 請求の趣旨1(1)では夜間の飛行やエンジン作動を求めています。昼間がうるさいのではありません。健康への悪影響がないよう、航空機騒音が1日を通して、WHOガイドラインの勧告値Lden45dBを下回るよう求めるのがこの請求です。

3 請求の趣旨2は、原告居住地上空での米軍機の旋回、低空飛行、急上昇、急降下、人員降下及び物資投下の訓練、請求の趣旨3は、横田基地でのCV-22オスプレイのホバリング、低空飛行、離発着の訓練の差止めを求めています。

(1) 請求の趣旨2について言えば、そもそも市街地に基地が存在すること、市街地上空で訓練をすることが異常なことです。

アメリカ本国では基地周辺に利用禁止区域（クリアゾーン）や利用禁止区域を設定するなど基地周辺住民被害の軽減のためのプログラムがありますが、日本ではそのような配慮が全くなされていません。

(2) 請求の趣旨3は、請求の趣旨2と異なり基地内で行われるCV-22オスプレイの訓練を対象としています。

CV-22オスプレイの上記訓練は基地内で行われるとしても、地上10～20m程の高さで静止・移動し、離発着を繰り返すなどしますので、周辺への低周波を含む騒音・振動の被害も大きいです。

(3) 騒音が甚大で危険性の高い訓練をしないよう求めるのがこれらの請求です。

4 請求の趣旨4は、一定の高度以下での飛行の差止め、CV-22オスプレイの原告居住地上空での垂直離着陸モード（ヘリモード）と転換モードでの飛行の差止めを求めています。

(1) 航空特例法は、米軍機について、航空法の一部を適用除外としています。昭和39年4月の日米合同委員会合意で、ジェット機については平均海面上2000フィート（609.6m）、ターボプロップ機及び在来機については平均海面上1500フィート（457.2m）が最低飛行高度とされており、昭和50年5月や平成11

年1月の日米合同委員会合意では、国際民間航空機関（ICAO）や日本の航空法により規定される最低高度基準（最も高い障害物の上端から300mの高度）を用いるとされています。

(2) また、普天間飛行場におけるMV-22オスプレイに関する平成24年9月の日米合同委員会合意では、「運用上必要な場合を除き、通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し、転換モードでの飛行時間をできる限り限定する。」などとされており、横田基地CV-22オスプレイを横田基地に配備するにあたって、米側はこの合意を遵守すると明言していました。

(3) 日米合同委員会は、日米地位協定に基づき設置されている機関で、国の見解や解釈が示されている外務省機密文書「日米地位協定の考え方増補版」によれば、日米合同委員会の決定（合意事項）は「日米両政府を拘束する」とされています。

しかし、上記合意の内容に反して、米軍機は地上からでも300m以下の高度で飛行していたり、CV-22オスプレイが基地外の原告居住地上空において垂直離着陸モード（ヘリモード）で飛行したり、同モードに転換したりすることは頻繁にあり、合意は無視されている状況です。

(4) せめて日米合同委員会で合意した内容に従って飛行するよう求めるのがこれらの請求です。

5 請求の趣旨5と6は、騒音等の被害による「過去」の損害賠償を求めるものです。

(1) 基本的には、請求の趣旨6のとおり、月2万円の慰謝料とその15%の弁護士費用3000円の過去3年分として「2万3000円×36か月＝82万8000円」の損害賠償を求めています。

3年分というのは、令和元年11月10日から提訴日の前日令和4年11月9日までで、消滅時効期間を考慮してのものです。

(2) ただし、書類等で請求意思が確認できていた原告の方については、訴訟提起前の令和4年10月6日に、国に対して、損害賠償請求の意思表示をしており、その請求日の3年前から時効の完成が猶予されますので、令和元年10月6日から令和4年11月9日までの分として、請求の趣旨5のとおり、85万4066円となっています。

6 請求の趣旨7は、騒音等の被害による「将来」の損害賠償を求めるものです。

(1) 提訴日の令和4年11月10日から先に述べ

ました請求の趣旨 1 が達成されるまで、1 か月あたり 2 万 3000 円を求めています。

(2) 裁判で認められる損害賠償は基本的には審理を終結する日までの「過去」の分です。提訴の段階では提訴日以降が「将来」になりますが、判決の時点では審理終結日の翌日以降が「将来」になります。

そのため、騒音被害が継続していても審理終結日翌日以降の損害賠償は、訴訟をしない限り支払われず、3 年が経過すれば時効にもなります。

(3) 抜本的な解決がなされない限り、基地被害はなくなり、現に何十年も基地被害が継続していることは明らかな事実です。

原告に提訴の負担を課すのではなく、将来分についても損害賠償を認めて、国が抜本的な解決を図るなどして事情の変更があった場合には国が申立てをすべきというのがこの請求です。

7 請求の趣旨 8 は、国がこの基地被害について抜本的な解決を図らないこと（不作為）について、損害賠償を求めるものです。

(1) 国が基地被害の抜本的な解決を図っていないということについては、過去の訴訟の判決でも指摘されていますが、従前は過去分の慰謝料金額を決めるにあたって考慮されているに過ぎませんでした。

(2) しかし、本訴訟では、慰謝料金額の評価の中に埋もれさせるのではなく、正面から国の不作為の違法性を判断させるべく、別の損害賠償として、一人当たり 10 万円を求めているというのがこの請求です。

【請求の原因】については、次号の NEWS で紹介します。

【発行物情報】

「オスプレイはどの空も飛ぶな」～オスプレイ政府交渉から見てきたこと（発行：オスプレイと飛行訓練に反対する東日本連絡会&フォーラム平和・人権・環境）の冊子を、横田・基地被害をなくす会の会員と原告団員に同封しました。（定価は 100 円ですが、もう完売したという報告が来ています。）

オスプレイ横田配備反対連絡会では来年 1 月に、オスプレイと横田基地に関わるリーフレット（無料配布用）、航跡調査報告を発行予定です。

横田・基地被害をなくす会発行の「横田基地パンフ」の在庫が殆どない状態です。来年 1 月には第 2 刷を発行予定です。

10 月 23 日総会が開催され、新原告団が結成される。満場一致で議案を採択し、役員を選出しました。



昭島市昭和会館にて総会は開催されました。開会に先立ち、前訴訟を継続させる再提訴を呼びかけた「横田・基地被害をなくす会」代表の大沢豊さんから原告団結成に至る経過が報告されました。

高橋秀夫さん（福生市）を議長に選出し、投票管理委員の池谷律代さん、花輪 綾さん（ともに昭島市）から総会成立（★1 詳細）の報告を受け、来賓あいさつ（★2）やメッセージ（★3）代読を受けて議事に入りました。

活動方針案、予算案、規約案が訴訟準備会から提案され、質疑応答が交わされました。お二人の原告から「環境問題を前面に地方自治体が米軍を取り締まれないか」「国からの情報を流すだけにすぎない昭島市の基地対策課をもっと追及できないか」との質問。弁護士や準備会から応答を受けて、出席者の全員の賛成で採択。続いて、役員候補が提案され、下記の方々（敬称略）が役員として満場一致で選出承認されました。

団長 福本道夫（昭島市）
副団長 青山秀雄（昭島市） 近藤 進（瑞穂町）
塚本秀男（立川市）
会計 石井正則（昭島市）
会計監査 榎本成夫（昭島市）
山本洋輔（横田・基地被害をなくす会）
事務局長 棗棠 淨（瑞穂町）

11月10日 立川地裁 近くの公園に多くの原告や支援者が集まり前 段集会を受けて提訴！

11月10日の提訴時には、全国基地連から金子代表・第5次厚木基地爆音訴訟原告団・第3次新横田基地公害訴訟原告団・厚木基地爆音防止期成同盟や三多摩護憲ネットなどの平和団体などを含め約50名の方々が参加されて集会を開いた後、のぼりを林立させ隊列を組んで裁判所玄関まで行進、代表者が訴状を持参して地裁に入り提訴しました。

その後、多摩弁護士会館にて提訴報告集会を開催。各支援団体からスピーチを受け、今回初めて原告となられた基地の東北隣接に居住しへり騒音などの被害に直面している秋山昌毅さん（武蔵村山市）、同じくオスプレイ低空飛行騒音の犠牲を強いられている谷口和憲さん（あきる野市）らの発言があり、今回の裁判の意義を参加者みんなで確認する機会となりました。

尚、今回提訴した原告数は244名で、内訳は昭島市から90名、瑞穂町74名、八王子市26名、日野市25名、立川市21名、武蔵村山市・福生市・あきる野市から計8名です。追加提訴も検討中です。引き続き、原告を募集します。対象者がおられましたら、役員等まで紹介ください。

（原告団副団長・塚本秀男）



提訴報告集会で発言する青山原告団副団長

新役員を代表して、団長が挨拶し、総会宣言（別紙）が榎棠まゆみさん（瑞穂町）から提案され、全体の拍手で承認されました。なお、事務局次長は募集中です。

★1 未成年者を除く原告数189名の内、出席117名（本人出席24、書面出席68、委任状25）で過半数を超えて総会成立。

★2 来賓紹介とご挨拶

弁護団（馬場庸介さん、山口俊樹さん、平川亮太さん…西東京共同法律事務所所属）

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議代表 金子豊貴男さん

第3次新横田基地公害訴訟原告団団長 奥村博さん
東京全労協議長 大森進さん

八王子市議会議員 森喜彦さん

★3 メッセージ

昭島市長（白井伸介さん） 福生市長（加藤育男さん） 日野市長（大坪冬彦さん）

第4次嘉手納基地爆音差止め原告団 第3次普天間基地から爆音をなくす会 新田原基地爆音訴訟原告団 岩国爆音訴訟の会第2次訴訟準備会 小松基地爆音訴訟連絡会 第5次厚木基地爆音訴訟原告団 厚木基地爆音防止期成同盟 第3次新横田基地公害訴訟原告団 三多摩平和運動センター

11月8日には、マスコミ対象のレクチャーが立川市役所にて開かれました。参加した記者は東京新聞、朝日新聞、共同通信、NHK。同席された弁護団長の佐竹俊之さんから「今回の提訴では、違法な騒音に対する被告国側の不作為に係る損害賠償（原告一人10万円）を加えた」とことが強調され、過去分の賠償だけ支払い抜本的な騒音対策をサボって卑劣に開き直ることの繰り返しは絶対に許さないという決意を示しました。



立川市政記者クラブで説明をする佐竹弁護団長、福本原告団長、青山原告団副団長、大沢なくす会代表（左から）

弁護団・原告団役員紹介

原告団が結成され、裁判がスタートしました。この訴訟を担当する弁護士や原告団の役員について、何回かに分けて紹介します。今回は弁護団と原告団から1名ずつ。似顔絵は、原告の有賀成子さんにお願しました。

弁護団：馬場庸介さん

①弁護士になった年
2008年12月

②この訴訟での役割・担当する主張部分など

事務局長として、会議の議事進行や提出書類の取り纏めなどを行っています。

訴状では、主に米軍機の飛行差止めを担当しています。

③この訴訟にかける思い

前回訴訟の訴訟提起準備段階から本件訴訟に関わってきました。前回訴訟は2012年12月12日提訴ですので、準備段階からですと、もう10年以上になるでしょうか。

これまでを通じて痛感したのは、「差止めを認めず過去の損害賠償請求だけは認める」という裁判所の判断が定型化してしまっているということです。この10年以上の間に、横田基地での訴訟のほか、他基地での同種訴訟でも同様の判断が繰り返されてきました。

しかし、従前の裁判所の判断に慣れてしまってお終いです。同じ主張を繰り返すだけでは、同じ判断しか返ってきません。

「米軍が日本で違法行為を行っても日本はその活動を制限することができないという理屈はどうしたっておかしい」「住宅街の真ん中に基地があって住宅街の上空で訓練を行うこと自体がおかしい」「日米合同委員会で合意したのに守らないのはおかしい」等々、当初に抱いたシンプルで素朴な感覚を大事にしつつ、前回訴訟での経験を踏まえ、主張・立証を工夫しながら、本訴訟に取り組みたいと考えています。

どうぞよろしくお願いいたします。

原告団：福本道夫さん

①生年：1949年

②横田基地訴訟との関わり

1976年提訴の第1次横田基地公害訴訟から（父親が団長だったこともあり）傍聴に通う。1982年提訴の第3次訴訟から



原告として参加。第1～3次訴訟原告団では、主にNEWS担当の事務局員～後に事務局次長。

1994年提訴の横田基地飛行差し止め訴訟では事務局次長～事務局長。2012年提訴の第9次横田基地公害訴訟では事務局長～団長を務め、今回の横田基地公害訴訟では団長。全国の基地訴訟の連絡組織「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」事務局長。

③この訴訟にかける思いなど

長い裁判の中で、横田基地に関して言えば、地裁・高裁・最高裁で16回も航空機騒音の被害が認められてきました。しかし、その原因の除去＝飛行差し止めについては踏み込んだ判決が出されていません。この部分を何とか動かさないとと思っています。私の記憶に残っている判決理由は…

ア) 第1・2次訴訟高裁判決理由（武藤裁判長）：戦時の場合は別として、平時においては国防のみが他の行政に優越するという事は、憲法全体の精神に照らし、許されないところである。

イ) 同じく武藤裁判長判決理由：当時、横田基地で行われていた自衛隊ブルーインパルス飛行ショーについて（証拠として写真提出～国は反論せず）「本来なら、国は危険な曲技飛行を差し止めなければいけない立場にありながら、あえて、これをむしろ、助長するがごとき行為は違法と言わざるを得ない」（曲技飛行は1964年の日米合同委員会合意で、行わないこととされている）と国を批判したこと。

ウ) 第3次訴訟の高裁審理で原告住民と被告国との和解交渉を進めた（国が和解拒否）上谷裁判長が、判決言い渡し後に「国は自治体を交えて、住民と話し合う場をこれから設けるように切望する」（「住民を交えた協議の場の設置」は、和解案の中にあつた事項）と発言したこと（判決理由の中で書いて欲しかった）。

裁判官が、もっと積極的に基地被害問題の解決に向けた考えを具体化するべきだと思う。裁判所が国に（米国にも！）遠慮ばかりしていることは、三権分立が日本には育っていない証拠だ。

民主主義とは、少数意見であっても正しい主張であれば多数意見の中に取り入れることのできる寛容さを持った考え方だと思う。原告数は決して多くないが、自信をもって正しい主張をしていきたい。



新たな原告団立ち上げと並行してスタンディング 機能強化が著しい横田基地 メインゲートでの「一の日行動」続く

この間横田基地では、基地常機駐の訓練行動のみならず、外来・飛来機の訓練、合同演習への合流ための離発着などが相次ぎ、轟音を轟かせると同時に、危険飛行に恐怖を覚える事態が続いています。

5月の三沢基地から編隊で飛来したF-16戦闘機による「ビバリー・モーニング 22-01」迅速機敏戦闘展開並びに重大事故即応演習では度肝を抜かれる爆発音が早朝から横田基地周辺を襲いました。まるで空爆です。そんな訓練・演習が続きます。11月には日米共同統合演習「キーン・ソード 23」が展開されました。動員兵力は自衛隊から2万6千、米軍から1万人という大規模全国展開。今年はオーストラリア等多国籍で実施。この新規装備品の参加と新領域と従来領域を繋ぐ大規模演習。新世代戦闘機F-35、陸自のV-22オスプレイの投入、日米両軍の陸海空実働大演習と同時に宇宙・サイバー・電磁波などの新領域での日米統合共同対処能力を強化するもので、琉球弧（南西諸島）をはじめ日本全国で展開されたこの訓練には、横田のC-130JやCV-22オスプレイも横田から離発着し合流しています。

横田基地常駐のCVオスプレイは昨年1機増で6機目に続いて・・・ドサクサにまぎれて、事故・欠陥機3機入れ替えで事実上9機が配備されている模様・・・！米空軍は、7月CVオスプレイのクラッチなどの不具合を公表、世界中で展開する全機の飛行停止を実施したものの、海兵隊などの飛行継続に引き

ずられ、2週間後には停止を解除、引き続き危険な飛行で運用を開始、その矢先、10月20日には南紀白浜空港に緊急着陸、危険極まりない実態をさらけ出す事態となりました。この2年で墜落事故（兵士が死亡）がノルウェーなどで3件、横田基地配備オスプレイの日本での民間空港「緊急着陸」がこれで5件目となります。

こうした、横田基地での機能強化、運用の激変に伴い、原告団・基地公害をなくす会が呼び掛けて始まった第2ゲート前スタンディング&リレートークは10月1日で3年目、3周年のこの日には、呼びかけを広く行い30名を超える結集で実施。続く11月1日、12月1日には10数名で引き続き・・・国道16号を行きかうドライバーをはじめ横田基地メインゲートで出入りする軍人軍属にオスプレイ配備反対！基地公害をなくせ！と訴え続けています。

新原告団の募集が始まった矢先の三沢基地からのF-16の飛来と爆音の轟、その後も続く横田基地の訓練基地化とその時々目に見える形でのゲート前のスタンディングが相まって、10月23日の原告団結成総会、11月10日の提訴が実現できたような気がします。今後も、粛々と裁判闘争を進めると同時に、ゲート前行動、関係自治体との意思疎通などの行動を両輪として、横田基地公害訴訟原告団の活動を展開していきましょう。

（原告団事務局長 榎棠 浄）

「うるさい！」と思ったら…

各自治体には、苦情としてお伝えください。件数が記録されます。

抗議先一覧

横田基地：042-552-2511
航空自衛隊横田基地：042-553-6611
防衛省北関東防衛局：048-600-1800
防衛省横田防衛事務所：042-551-0319
外務省：03-3580-3311
東京都庁：03-5321-1111
瑞穂町役場：042-557-0501
羽村市役所：042-555-1111
福生市役所：042-551-1511

昭島市役所：042-544-5111
立川市役所：042-523-2111
武蔵村山市役所：042-565-1111
日野市役所：042-585-1111
八王子市役所：042-626-3111
あきる野市役所：042-558-1111
青梅市役所：0428-22-1111
入間市役所：04-2964-1111
飯能市役所：042-973-2111

今後の予定

紙面スペースが足りなかったため、経過報告（2022年8月30日～）は次号に掲載します。

- * 12/6 周辺自治体訪問 瑞穂町（終了）
- * 12/7 三多摩平和運動センター幹事会
（協力お礼と支援要請）
- * 12/7 原告団 NEWS 発送+オスプレイ冊子、訴状
- * 12/10 オスプレイ署名 in 昭島駅
13時30分～14時30分
- * 12/19 周辺自治体訪問
日野市～福生市～羽村市
- * 12/20 周辺自治体訪問
昭島市～青梅市～あきる野市～武蔵村山市
- * 12/20 オスプレイ東日本連絡会作業委
- * 12/21 周辺自治体訪問 立川市～八王子市

【2023年】

- * 1/1 オスプレイ反対 Standing 11時～
- * 1/5 なくす会+原告団役員会議
- * 1/20～21 全国基地連総会 in 沖縄
- * 1/28 オスプレイ署名：立川駅北口
13時30分～14時30分
- * 1/28 立川基地自衛隊にV-22の飛来と訓練反対の申し入れ
- * 1/30 オスプレイ連絡会幹事会
- * 2/2 なくす会+原告団役員会議
- * 2月末頃 全国基地連 外務・防衛省交渉
- * 3/6 の週 オスプレイ東日本連絡会政府交渉

NEWS内容（目次＝CONTENTS）

11月10日、地裁に提訴……………	1	機能強化が著しい横田基地……………	7
地裁に提出した訴状は……………	2	うるさいと思ったら……………	7
10/23 結成総会報告……………	4	今後の予定……………	8
11/10 提訴行動報告……………	5	目次、天欄……………	8
弁護団・原告団役員紹介……………	6		

天欄

コロナ、コロナで年が終わる。12月1日、今年最後のゲート前行動を数日後に控えて、その日に備えようと今日は家で小休止。今年はどうな年だったかと記憶の断片をつなぐ。

オスプレイが飛ぶようになり、さらにウクライナで戦争が始まり、ゲート前行動では基地の中のあわただしさが伝わってくるように感じられた。ゲート前行動参加者も10人は下らないようになり、「一の日行動」は戦争下の基地の現状に接し、兵士に直接呼びかけると同時に各地から集まってくる参加者交流の場になっている。

筆者の住む立川でも、年明けから自衛隊オスプレイが飛行訓練を開始するという。「立川市は受け入れを拒否せよ」の申し入れ行動に参加した。対応した市の担当者の発言はまるで他人事で、危機感が少ないと感じた。立川市の市庁舎はかつての基地の中にあり、オスプレイの爆音直下の職場になるはずだ。基地対策担当は「基地は国のこと」という感覚になっていないか。これは横田基地問題で周辺自治体回りをしているときにもよく感じる。被害が周辺自治体に及んでいても「基地は国のことだから…」というあきらめの感覚である。

先日夕方、国道16号線を北に向けて車を走らせた。

夕闇にまぎれた薄暗い基地内で、明らかにオスプレイの低空飛行訓練が行われている現場に行き会った。しばらく路肩に車を停めて黒い機体が地上10メートル程度の低空に浮かんでいる姿に見入った。ものすごい爆音と風圧である。「あの音に付き合う近隣の家々の晩御飯の場はどんなだろう」と前訴訟原告の声をまとめて小冊子にする作業を思い出しながら想像した。

新しい訴訟が始まる。原告募集はまだ続いている。軍事基地の存在、生活の中に基地があること、今起こっている戦争の現実、戦争で平和を作ることにはできないという真実…に目を向け、裁判を応援しよう。「戦争反対！基地をなくせ！」の声をあげつづけた。2023年年明け元旦にもゲート前行動が取り組まれる。11時から正午、16号線沿いの第2ゲート前で、一緒に声をあげ、シュプレヒコール。帰宅して新年のお屠蘇を…。2023年もともに！（K）

合同発行となるが、「原告団 NEWS」は第1号となる。新しい気持ちで余裕をもった発行を心掛けたかったが、結局仕事に追われて、気がかりだらけの内容となった。

今後は原告団やなくす会の会員の方の声を、できるだけ載せていきたい。皆さんにご協力を願いたい。（F）